

岩手県告示第487号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第1号に規定する漁業に係る次の加入区について、同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同条第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 加入区の名称 | 漁業の区分    |
|--------|----------|
| 船越湾    | あわびをとる漁業 |
| 唯出     | あわびをとる漁業 |